

〈1〉居宅療養管理指導費の算定について

医師・歯科医師・薬剤師が行う居宅療養管理指導は、利用者の居宅（自宅）を訪問し、医学的管理又は歯科医学的管理（薬剤師については、医師又は歯科医師の指示）に基づき、利用者やその家族等へ指導及び助言を行うとともに、サービス担当者会議に参加（リモートや書面による参加も可）して、ケアマネジャーに対し、ケアプランの作成等に必要な情報提供を行った場合に算定できるものであり、ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなっています。（ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く）

ケアマネジャーへの情報提供がなく、介護給付費の受領がある場合は、介護給付費の返還が生じることとなりますので、ご注意ください。

居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する介護支援専門員のみなさまにおかれましても、利用者に居宅療養管理指導を行う医師・歯科医師・薬剤師等もケアチームの一員としてケアプランに位置付けし、連携を図っていただきますようお願いいたします。

【参考】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」

※一部抜粋

居宅療養管理指導費

◇医師・歯科医師の居宅療養管理指導について

① 算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員（指定居宅介護支援事業者により指定居宅介護支援を受けている居宅要介護被保険者については居宅サービス計画（以下6〔居宅療養管理指導費の規定〕において「ケアプラン」という。）を作成している介護支援専門員を、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用者にあつては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下6〔居宅療養管理指導費の規定〕において「ケアマネジャー」という。）に対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

◇薬剤師が行う居宅療養管理指導について

① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

〈2〉事故報告について

1. 報告すべき事故

本市に報告すべき事故の対象を明確にすることにより介護サービス事業者所からの迅速な報告に基づく適切な対応を図るため、次のとおり事故報告基準を令和2年5月12日付けで制定しています。

【事故報告基準】

事項	事故種別
サービス提供に起因するもので重大なもの	サービス提供(送迎・通院を含む。)時における利用者の事故で、当該利用者が死亡又は入院に至ったもの若しくは怪我の程度が、骨折、縫合が必要な外傷又は重体となったもの若しくは誤飲、異食、誤薬、服薬漏れ等により、治療を要することとなったもの
	離設による利用者の行方不明(概ね60分以内に発見した場合を除く。)
	虐待
	利用者情報の誤送信など個人情報の漏洩
	職員(従業者)の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの
	貴重品、預り金等の紛失、盗難等
	国通知別紙に記載されていないもので、利用者が集団で生活又は利用する対象サービスにおける感染症や食中毒及び原因不明の健康被害の拡大
サービス提供に支障をきたす設備の不具合	受傷者の有無に関わらず火災、爆発事故、天井や壁の崩落等、施設の安全管理上の事故
	停電又は空調機器、水道設備など利用者の生命、身体に影響を及ぼす設備の長期間にわたる不具合
	自然災害による施設設備の重大な破損等、サービス提供に影響がある被害
社会的影響が大きいもの	不審者侵入、不審物による被害、毒劇物・危険物の混入による集団健康被害等、刑事事件となるような事案

*上記表のほか、利用者の生命、身体、財産に重大な結果を生じる恐れがある事故

2. 事故報告書の提出時期

事故発生又は発見後、2週間以内。再発防止策を検討中の場合はその旨記載して提出し、後日、検討した結果について改めて報告すること。

※重大事故(死亡事故や交通事故等)及び緊急を要するものについては、発生後、直ちに電話又はFAXによる第一報を行うこと。

3. 事故報告書の提出先

事業所の所在地の市町村及び利用者の保険者(異なる場合は双方)へ、郵送又は窓口に直接持参にて提出する。

4. 事故報告書の様式

上記事故報告基準にて本市様式を定めているので参照のこと。

【報告事項】

- ①事業所に係る事項（事業所名、代表者氏名、電話番号）
 - ②利用者に係る事項（被保険者番号、氏名、年齢、性別、要介護度、保険者名）
 - ③事故の概要に係る事項（発生又は発見日時、場所、被害の状況、事故の種類、発見時の状況・経緯）
 - ④事故発生時の対応に係る事項（事業者の対応状況、利用医療機関名、診断名、治療の概要、入院の有無、家族への連絡状況）
 - ⑤事故発生後の対応に係る事項（事故の原因分析、再発防止策）
- ※誤薬・服薬忘れの場合は薬の名称及び効能、医師の指示内容についても記載すること。

5. その他

事故発生後、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者等にも連絡を行うこと。

（参考資料）事故の状況について

※令和4年度は令和5年1月末日現在
 ※感染症には、新型コロナウイルス感染症は含まない

1. サービス別

サービス種別	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	度	感染症(再掲)	度	感染症(再掲)	度	感染症(再掲)	度	感染症(再掲)
①訪問介護	12		12		4		1	
②訪問看護	1		0		0		0	
③訪問リハビリテーション	0		0		34		2	
④通所介護（地域密着型を含む）	174		94		15		47	
⑤通所リハビリテーション	35		20		85		9	
⑥短期入所生活介護	201		139		2		80	
⑦短期入所療養介護	3		1		46		1	
⑧特定施設入居者生活介護	80		91		93		27	
⑨介護老人福祉施設	216	(2)	120		78		89	
⑩介護老人保健施設	92		93		1		79	
⑪介護療養型医療施設(介護医療院)	3		1		2		0	
⑫認知症対応型通所介護	5		7		18		0	
⑬小規模多機能型居宅介護	49		42		3		16	
⑭看護小規模多機能型居宅介護	2		4		72		1	
⑮認知症対応型共同生活介護	190		120		2		56	
⑯地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	46		37		0		4	
⑰定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2		5		0		0	
合計	1,111	(2)	786	(0)	455	(0)	412	(0)

2. 訪問介護・訪問リハビリの事故の状況について（令和4年4月1日～令和5年1月31日）

事故発生理由		利用者の状態		発生場所	
転倒・転落	3	骨折	2	居室	
負傷確認		打撲	1	リビング	
誤薬・服薬漏れ		裂傷		食堂	
誤嚥		皮膚剥離		廊下	
交通事故		火傷		ホール	
離設		死亡		浴室・脱衣所	
その他		異常なし		トイレ・洗面所	
		その他		事業所の外	1
				玄関	
				その他（自宅）	2

3. 通所リハビリ・通所介護・認知症対応型通所介護事故の状況について（令和4年4月1日～令和5年1月31日）

事故発生理由		利用者の状態		発生場所	
転倒・転落	47	骨折	34	居室	3
負傷確認	4	打撲	5	リビング	5
誤薬・服薬漏れ		裂傷	7	食堂	6
誤嚥	2	皮膚剥離	1	廊下	4
交通事故		火傷		ホール	10
離設	1	死亡	2	浴室・脱衣所	5
その他	2	異常なし	2	トイレ・洗面所	5
		その他	5	事業所の外	6
				玄関	6
				その他	6

4. (地域密着)特養・老健・療養型・特定施設事故の状況について（令和4年4月1日～令和5年1月31日）

事故発生理由		利用者の状態		発生場所	
転倒・転落	146	骨折	158	居室	133
負傷確認	15	打撲	1	リビング	8
誤薬・服薬漏れ	11	裂傷	16	食堂	17
誤嚥		皮膚剥離	1	廊下	12
交通事故		火傷	1	ホール	1
離設	1	死亡	7	浴室・脱衣所	9
その他	22	異常なし		トイレ・洗面所	9
		その他	11	事業所の外	
				玄関	
				その他	6

5. 認知症対応型共同生活介護事故の状況について（令和4年4月1日～令和5年1月31日）

事故発生理由		利用者の状態		発生場所	
転倒・転落	45	骨折	48	居室	33
負傷確認	9	打撲	1	リビング	10
誤薬・服薬漏れ		裂傷	4	食堂	1
誤嚥		皮膚剥離		廊下	5
交通事故		火傷		ホール	
離設	1	死亡		浴室・脱衣所	
その他	1	異常なし	1	トイレ・洗面所	5
		その他	2	事業所の外	1
				玄関	
				その他	1

6. 短期入所生活（療養）介護事故の状況について（令和4年4月1日～令和5年1月31日）

事故発生理由		利用者の状態		発生場所	
転倒・転落	63	骨折	63	居室	59
負傷確認	10	打撲		リビング	6
誤薬・服薬漏れ	1	裂傷	7	食堂	4
誤嚥	1	皮膚剥離	2	廊下	3
交通事故		火傷		ホール	
離設		死亡	2	浴室・脱衣所	3
その他	6	異常なし		トイレ・洗面所	5
		その他	7	事業所の外	1
				玄関	
				その他	

〈3〉介護保険に関する手続きの電子申請(ぴったりサービス)について

1. ぴったりサービスとは

国が運営している電子申請ができるサービスです。

従来は窓口にお越しいただく必要のあった申請や届出などの手続きをパソコンやスマートフォンなどを利用していつでも、どこでも行うことができます。

本人確認が必要な手続きも「マイナンバーカード」があれば、カードの電子署名を付与することで手続きをオンラインで完結することができます。また、申請に必要な氏名や住所等をマイナンバーカードから自動入力することもできます。

2. ぴったりサービスを利用できる手続き(介護保険関係)

手続き名	担当窓口
要介護・要支援認定の申請	高齢者すこやか支援課 認定審査係
要介護・要支援更新認定の申請	
要介護・要支援状態区分変更認定の申請	
住所移転後の要介護・要支援認定申請	
被保険者証の再交付申請	介護保険課 保険料係
介護保険負担割合証の再交付申請	介護保険課 給付係
高額介護(予防)サービス費の支給申請	
介護保険負担限度額認定申請	
居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請	
居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	
居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	各総合事務所 地域福祉課 (介護予防マネジメント依頼(変更)の届出のみ 高齢者すこやか支援課 認定審査係)

※従来通りの方法(申請用紙での申請等)も可能です。

3. 申請に必要なもの

本人確認のために、マイナンバーカードが必要です。また、インターネットで電子文書を送受信する際に、途中で文書が改ざんされていないか等を確認するため、マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書が必要です。

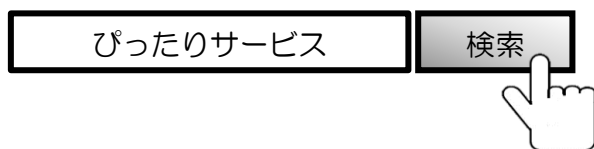
次の1～5までのものをご準備ください。

1. マイナンバーカード
2. 利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）
3. 署名用電子証明書の暗証番号（6～14桁の英数字）
4. パソコン、マイナンバーカードの読み取り用のICカードリーダーまたはスマートフォン
5. マイナポータル(アプリ)のインストール

マイナンバーカードを取得されていない場合や、利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書の暗証番号を忘れた場合は、住民情報課企画係（TEL：095-829-1424）までお問い合わせください。

4. 申請の手順

(1) ぴったりサービスへアクセスする（下記のQRコードからアクセスできます。）



(2) 地域選択で「長崎県」「長崎市」を選択する

(3) 【高齢者・介護】にチェックを入れ、下部の【この条件で検索】をクリック

マイナポータル

よくあるご質問

メニュー

2 検索条件を設定 必須

検索方法を選択

カテゴリ キーワード

カテゴリを選択 (複数選択可)

すべて選択 選択を解除

<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 子育て	<input type="checkbox"/> 引越し・住まい	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者・介護
<input type="checkbox"/> ご不幸	<input type="checkbox"/> 健康・医療		

この条件で検索

(4) 入力案内に従い申請する

※一部添付書類が必要な場合があります。また、オンライン申請で添付するもののほか、原本の提出が必要な場合があります。

※オンライン申請後に追加で書類の提出をお願いする場合があります。

※申請情報入力中に一定時間操作が無い場合、セッションタイムアウトとなり、そこまでの入力情報が失われることがあります。